

湯河原町告示第68号

湯河原町小規模保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要綱を次のように定める。

令和8年7月31日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町小規模保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯河原町が発注する湯河原町小規模保育所運営業務委託（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公募型プロポーザル方式」とは、事業の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、業務における取組方法などをまとめた企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、必要に応じヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

(参加資格)

第3条 本業務の公募型プロポーザル方式に参加できる者は、次の各号のすべてに該当するものであること。ただし、選定委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 神奈川県または近隣都県で小規模保育事業を運営している法人であること。
- (2) 神奈川県または近隣都県に法人本部または支部を設置している法人であること。

(3) 湯河原町で新たに小規模保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。

(4) 湯河原町暴力団排除条例（平成23年湯河原町条例第13号）に規定する排除対象となっていないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は、当該契約を解除する。

（委員会）

第4条 委託候補者の選定は、別に定める湯河原町小規模保育事業者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は、事業計画の妥当性、保育の質の確保、運営体制、財務の健全化、地域貢献等の観点から、募集要項に定める評価基準に基づき審査する。

3 町長は、委員会の評価結果を踏まえ、受託候補者を決定する。

（手続の開始）

第5条 公募型プロポーザル方式の手続の開始は、湯河原町ホームページ等により公表するものとする。

（募集要項の交付）

第6条 手続開始の際には、募集要項を作成し、これを参加予定者に交付するものとする。

2 前項の募集要項には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 趣旨に関すること
- (2) 募集の概要に関すること
- (3) 委託業務の内容等に関すること
- (4) 募集及び選定の方法に関すること
- (5) 契約等に関すること

（参加申込書の提出）

第7条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、募集要項において指定する日までに、募集要項に定める提出書類とともに当該提案書を提出するものとする。

2 第3条の規定に該当しない者の参加申込書は、受理しないものとする。

（提案者の特定）

第8条 選定委員会は、提案書及びヒアリングの内容を審査し、並びに評価を行い、本業務に最も適した提案書の提出者を特定し、町長に報告する。

（候補者の特定）

第9条 町長は、前条の規定により、特定された提出者を本業務の受託候

補者とするものとする。

- 2 町長は、受託候補者とした者及び受託候補者としなかった者に対し、結果通知書を通知するものとする。

(契約手続)

第10条 町長は、受託候補者と本業務に関し業務の仕様、価格及びその他の契約事項について契約の交渉を行うものとする。

- 2 前項の規定は、受託候補者が契約締結までの間に第3条の規定に該当しなくなった場合又は受託候補者が契約の締結を拒んだ場合は、第8条に規定する審査の結果、次順位となった者と新たに交渉を行うものとする。
- 3 町長は、交渉が成立したときは、随意契約により契約を締結するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。